

資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 免許を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。ハにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>二（略）</p> <p>ホ 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>二丁七（略）</p> <p>（資金清算業の一部の委託の承認の申請等）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 免許を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。ハにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>二（略）</p> <p>ホ 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>二丁七（略）</p> <p>（資金清算業の一部の委託の承認の申請等）</p> <p>第七条（略）</p>

<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 受託者の取締役及び監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含み、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては<u>取締役、指名委員会等設置会社</u>にあつては<u>取締役及び執行役</u>とする。以下この条において同じ。)が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>五〇十二 (略)</p> <p>十三 受託者の取締役(理事その他これに準ずる者を含み、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、<u>執行役</u>とする。)の担当業務を記載した書面</p> <p>十四 (略)</p> <p>3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しないこと。</p> <p>五 (略)</p>	<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 受託者の取締役及び監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含み、<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役及び執行役</u>とする。以下この条において同じ。)が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>五〇十二 (略)</p> <p>十三 受託者の取締役(理事その他これに準ずる者を含み、<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>執行役</u>とする。)の担当業務を記載した書面</p> <p>十四 (略)</p> <p>3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 受託者の取締役、<u>会計参与及び監査役</u>が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しないこと。</p> <p>五 (略)</p>
---	---